

建築物石綿含有建材調査者講習実施機関の登録事項の変更について

次の機関について、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 9 条の規定により登録事項の変更の届出があったので、同規程第 18 条に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号 奈安石第 2 号
登録教習機関の名称 公益社団法人奈良県労働基準協会

【変更事項】

	変更前	変更後
代表者の氏名	会長 植田 良壽	会長 森島 和洋

変更年月日 令和 7 年 6 月 11 日

令和 8 年 4 月 16 日

奈良労働局長

